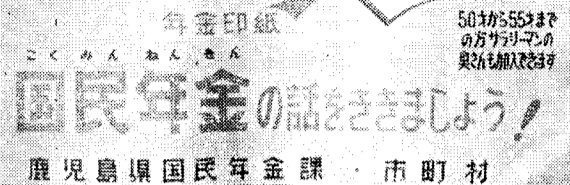


皆さんの年金の制度ができました

20才以上60才未満の方は
10月1日から資格届出開始



七月には全世帯を調査

七月には、全一斉に世帯調査が行われます。これは市内の全世帯を約三〇〇名の調査員で、もれなく調査いたします。あらかじめ調査票をお配りしますので、調査票の注意書きをよく読んで、正確に記入してください。これは、皆様が国民年金の恩恵を受けるための大事な資料となるものですから、ご協力をお願いいたします。なお、国民年金について不明な点や、おたずねしたい事がありましたら、どうぞ、ご遠慮なく、社会課内国民年金係の方へ、お問合せください。

拠出制の国民年金

受付は10月1日から

昨年四月、国民年金という新しい制度ができました。私たちは、「ゆりかごから墓場まで」その一生を、楽しくあわせておくりたいと心から願っております。しかし、長い人生の間には思わぬ病気や事故にあつて、不自由な体になつたり、一家の柱となつて夫に先立たれることも考えられます。また、大過なく暮らしていても、いつかは年をとる働けなくなる、それこそ老人を養つてくれる人もありません。

国民年金のおいたち

いよいよ十月一日から、拠出制の国民年金の受付が始まります。これは、毎月一定の掛け金を納めておいて、その納めた年数に応じた年金を、一生受けられる制度で、来年の四月から実施されます。

誰でも一生を楽しく

実施は来年四月から



発行所
鹿児島市秘書課
編集人 山良弘
発行所 南日本新聞社印刷局

市の現勢

人口	139,799
男女計	152,692
世帯数	292,491
面積	73,183
広がり	180.58km ²
	東西25.55km
	南北16.90km
	-6月1日しらべ-

市政だより この市政だより
の係から、りは毎月五万
部印刷して、郷土新聞による折込
み配付と、市の世話人の方から配
付いたします。
この新聞の編集について、あな
たのご意見、ご希望をぜひしり係
までお寄せください。宛先は市役
所内秘書課広報係まで。

表1 (老人1人を養うには)

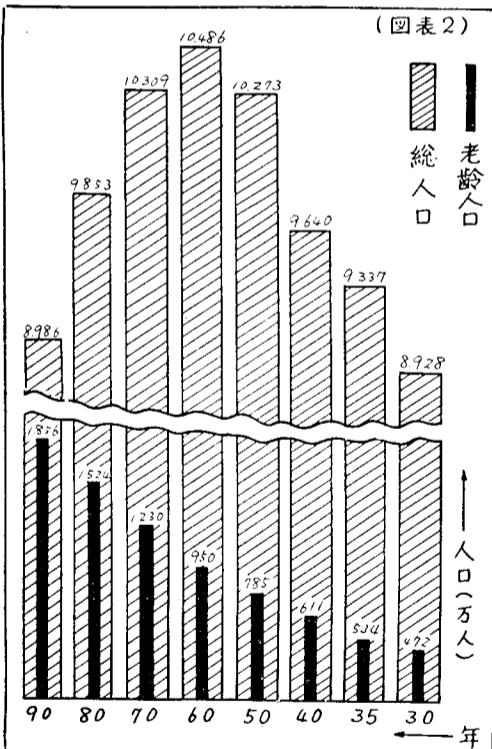
昭和90	2.8
80	4.0
70	5.6
60	7.5
50	8.9
40	10.4
35	10.7
30	11.0

保険料と年金の種類

1、保険料(掛け金)
二十才から三十九才までの人は
月一〇〇円
三十五才から五十九才までの人
は月一五〇円
但しいろいろな事情で、保険料
を納めることができない人につ
いては、保険料を免除する道が
あります。

ふえる高齢人口

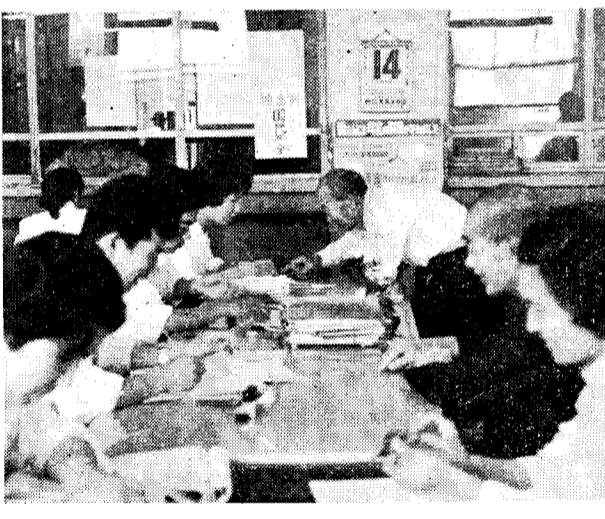
さいきん、私達の平均寿命は戦
前に比較すると、非常に伸びて
きました。そのために、我が国で
も、人口の老齢化、とよばれる傾向が表
われてきました。すなわち老人の
昭和九十年には、二〇・六%と
なると見込まれます。(第一図)



実際に、全人口の二割を超えるもの
と予想されます。(第二図)
そして、これらの高齢者の生活
の保障は、その時代の生業人口に
依存されてきましたが、この割合を見て
みると、現在は老人一人を養育
年十一人で交えていますが、昭和
九十年頃にはわずか二・八人で交え
なければなりません。(第二図)
このように、人口の老齢化は、実
に深刻な問題をなげかけています

どのような人が加入するか

昭和三十六年四月一日で、二十
才以上五十才未満の日本国民は必
ず加入しなければなりません。
これは強制加入です。たと
え、保険料が納められなくても
被保険者としての資格はなくなり
ません。
但し、恩給や、厚生年金、共済
年金などで、保障されている人は
加入しません。



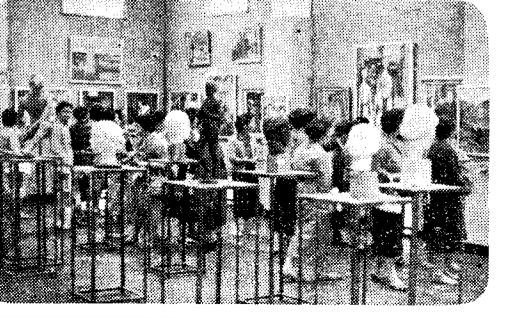
拠出制と無拠出制

国民年金の制度には保険料つ
ありあります。
拠出制の国民年金は、昨年の
十一月から始められましたが、こ
れは、年金制度が充足した時に、
保険料を納める期間がない人たち
のために、暫定的に作られたもの
です。

大徳寺墓地の廃止
新照院町にある大徳寺墓地が廃止さ
れます。移転される方は、7月中旬
ごろから改葬してください。移転先
はとそ墓地です。移転には補償費が
ありますが、くわしいことは葬務係へ
お問い合わせください。

美術館ご案内

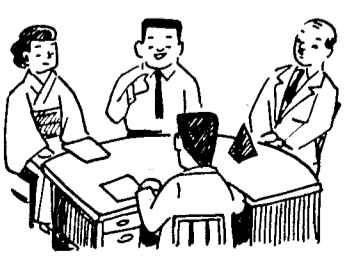
西日本一を誇る市立美術館として、郷土の美術品の日本画、洋画、書幅、陶器、彫刻、工芸など、常時陳列してあります。このほか年に数回特別展を催します。



年間観覧券 年間100円
この券で年間いつでも自由にみられ、特別
展にも利用できます
美術教室
初歩からいねいに手ほどきします。申込
みはいつでもよろしいです 年間500円

市政のご相談は

- 困っていること
- 心配していること
- 苦情、陳情なんでも
- ごえんりよなく



市民相談室へ

